

S・Aとリンク!!
TOPのS・A[14]、
TOP・MPDのS・A[17]を
一緒に勉強しよう!



強盗罪

暴行又は脅迫を用いて他人の財物を強取した者は、強盗の罪とし、5年以上の有期徒刑に処する(刑法236条1項)。
前項の方法により、財産上不法の利益を得、又は他人にこれを得させた者も、同項と同様とする(刑法236条2項)。

強盗罪の意義

人の反抗を抑圧するに足りる程度の暴行・脅迫を用いて財物を強取するなどの犯罪をいう。その行為は、暴行又は脅迫を用いて、他人の財物を強取し(1項)、又は、不法に財産上の利益を得る(他人に得させる)こと(2項)である。

1 暴行・脅迫

(1) 暴行・脅迫の程度

強盗罪の暴行・脅迫は、相手方の反抗を抑圧するに足りる程度に強いものでなければならない。精神及び身体の自由が完全に制圧されるまでの必要はなく、その自由が著しく制圧された状態になれば足りる。



判例

暴行・脅迫の程度

暴行又は脅迫を加えて財物を奪取した場合、それが強盗罪となるか恐喝罪となるかは、その暴行又は脅迫が社会通念上一般に被害者の反抗を抑圧するに足りる程度のものであるかどうかという客観的基準によって決まる(最判昭24.2.8)。

犯行の抑圧の判断基準

反抗を抑圧するに達したかどうかの判断は、単に被害者の主観によってだけではなく、被害者の性別・年齢、犯行の場所・時間、犯人の態度、凶器使用の有無等、その具体的事情を考慮し、社会通念に従って客観的見地からなされる(最判昭24.2.8、仙台高判昭40.2.19)。

【暴行・脅迫の程度と成立罪名】

① 「殴られたいのか」と言い手拳を振りかざす ○凶器：なし ⇒ 犯行の抑圧なし ⇒ 恐喝罪が成立

② 「殺してやろうか」と言い包丁を振りかざす ○凶器：包丁 ⇒ 犯行の抑圧あり ⇒ 強盗罪が成立

※具体的状況によって成立罪名が異なる場合がある。

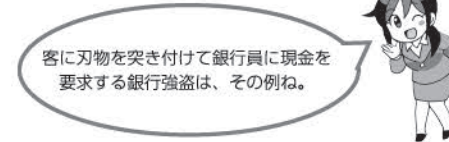
【ひったくりにおける成立罪名】

① 後方から追い越しざまにバッグをさっと取るような場合 ⇒ 犯行の抑圧なし ⇒ 窃盗罪が成立

② 被害者がバッグを離さなければ犯人の車両と接触するなど生命・身体に危険が生じるおそれがある場合(最決昭45.12.22等) ⇒ 犯行の抑圧あり ⇒ 強盗罪が成立

(2) 暴行・脅迫の相手方

暴行・脅迫の相手方は、財物の占有者である必要はない。



客に刃物を突き付けて銀行員に現金を要求する銀行強盗は、その例ね。

2 強取(1項)

1項の「強取」とは、犯人が反抗を抑圧するに足りる暴行・脅迫を加えて、財物の占有を取得することをいう。以下の場合、強取に当たるかが問題となる。

(1) 被害者自ら財物を交付した場合

客観的には、反抗を抑圧するに足りる暴行・脅迫を加えたものの、被害者が反抗を抑圧されず、隣み等から自ら財物を交付した場合のことである。判例及び有力説は、暴行・脅迫と財物奪取との間に因果関係がある以上、強盗既遂罪が成立するとしている(最判昭24.2.8)。

(2) 反抗を抑圧された状態を利用して財物を奪った場合

犯人が財物奪取の意思なしに暴行・脅迫を加えて反抗を抑圧した後に、その状態を利用して財物を奪取する意思を生じて奪った場合のことである。裁判例では、以下のとおり、基準を示している(東京高判平20.3.19)。

マンガでTRY 法学論文 行政法



論文とリンク!!
TOPの論文①、
TOP・MPDの論文②を
一緒に勉強しよう!

公開の場所への立入り

交番勤務のA巡査部長は、所管区内にあるスナックXでカラオケをめぐるトラブルを原因とした言い争いが起きているとの通報が最近頻繁にあることから、営業状況を調査するため、当該スナックに赴いた。ところが、スナックXの店長から、「今はたくさん客がいる。みんな静かに飲んでいるので勘弁してくれ」と断られてしまった。しかし、A巡査部長は、店長の拒否は警職法6条にいう「正当の理由」に当たらないと判断し、店長を説得して、了承を得てから立入りを実施した。

▼上記の事例をマンガで見てください!



問 この場合におけるA巡査部長の行為の適否について述べなさい。

解答・解説は次ページで▶